

## 医療法人社団成蹊会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 内 容

目標1：令和7年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間7日以上とする。

### < 対 策 >

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和2年5月～ 社内広報誌や役職者会議にて有給の取得を促す
- 令和2年6月～ 有休休暇取得予定表の作成及び掲示や、実際の取得状況のとりまとめなど分析の実施

目標2：子育て世代が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を令和7年3月までに実施する。

### < 対 策 >

- 令和2年4月～ 実施に向けた検討会の設置。
- 令和2年9月～ 社内広報誌及び院内掲示などによる職員への周知。
- 令和2年10月～ 費用援助の開始。